

様式1-1-4 マンション建替法容積率許可制度 EV及びPHEV用充電設備の設置に関するチェックシート

1 開発事業の名称及び所在地

開発事業の名称 (地区名称又は計画名称)	
建築物等の所在地	東京都

2 協議担当者

所属(会社名)	
担当者氏名	
連絡先電話番号	メールアドレス

3 開発事業の規模等

工事期間(予定)	工事着手	工事完了
	年 月	年 月
開発区域の面積		m ²
棟数		棟
総建築面積		m ²
総延べ面積		0.00 m ²
都市開発諸制度等の名称		

4 建築物の規模等

	建築物の名称	高さ・階数	用途	延べ面積
1		建築物の高さ	住宅等	m ²
		地上	ホテル等	m ²
		地下	病院等	m ²
		構造	百貨店等	m ²
			事務所等	m ²
			学校等	m ²
			飲食店等	m ²
			集会所等	m ²
			工場等	m ²
			その他	m ²
			合計	0.00 m ²
2		建築物の高さ	住宅等	m ²
		地上	ホテル等	m ²
		地下	病院等	m ²
		構造	百貨店等	m ²
			事務所等	m ²
			学校等	m ²
			飲食店等	m ²
			集会所等	m ²
			工場等	m ²
			その他	m ²
			合計	0.00 m ²
3		建築物の高さ	住宅等	m ²
		地上	ホテル等	m ²
		地下	病院等	m ²
		構造	百貨店等	m ²
			事務所等	m ²
			学校等	m ²
			飲食店等	m ²
			集会所等	m ²
			工場等	m ²
			その他	m ²
			合計	0.00 m ²

(1)建築物に整備予定の駐車区画

				住宅用途			住宅以外の用途		
駐車区画 ※1				a+h	0	区画	a'+h'	0	区画
専用駐車区画（専用駐車場の区画）の総数				a		区画	a'		区画
専用駐車区画の総数のうち、下記の駐車区画の数									
ア.機械式立体駐車施設の駐車区画				b		区画	b'		区画
イ.その他技術上、安全上又は法令上設置が困難なものとして知事が認める駐車区画※2				c		区画	c'		区画
ウ.販売、展示、修理等のために自動車を保管する駐車区画				d		区画	d'		区画
エ.荷さばき等の駐車時間が短い駐車区画				e		区画	e'		区画
オ.その他ウ又はエに類する用途の駐車区画				f		区画	f'		区画
専用駐車場の整備対象区画				g	0	区画	g'	0	区画
共用駐車区画（共用駐車場の区画）の総数				h		区画	h'		区画
共用駐車区画の総数のうち、下記の駐車区画の数									
ア.機械式立体駐車施設の駐車区画				i		区画	i'		区画
イ.その他技術上、安全上又は法令上設置が困難なものとして知事が認める駐車区画※2				j		区画	j'		区画
ウ.販売、展示、修理等のために自動車を保管する駐車区画				k		区画	k'		区画
エ.荷さばき等の駐車時間が短い駐車区画				l		区画	l'		区画
オ.その他ウ又はエに類する用途の駐車区画				m		区画	m'		区画
共用駐車場の整備対象区画				n	0	区画	n'	0	区画

$g=a-(b+c+d+e+f)$
 $g'=a'-(b'+c'+d'+e'+f')$
 $n=h-(i+j+k+l+m)$
 $n'=h'-(i'+j'+k'+l'+m')$

(2)電気自動車充電設備設置基準の適用有無・適用基準

	住宅用途			住宅以外の用途			備考
整備対象区画	g+n	0	区画	g'+n'	0	区画	
専用駐車場	g	0	区画	g'	0	区画	
共用駐車場	n	0	区画	n'	0	区画	
主たる駐車施設※ ³							
主たる駐車施設の整備対象区画	-	0	区画	-	0	区画	
電気自動車充電設備設置基準	補足1			補足1			
適用基準							

（補足1）【主たる駐車施設が専用駐車場の場合】主たる駐車施設の整備対象区画が4区画以下場合は「適用されない」を選択、5区画以上の場合は「適用される」を選択

【主たる駐車施設が共用駐車場の場合】主たる駐車施設の整備対象区画が9区画以下の場合は「適用されない」選択、10区画以上の場合は「適用される」を選択

(3)本計画における必要区画（該当するものに○をつけてください。）

※(2)で適用基準を選択すると自動で表が表示されます

住宅用途 【誘導水準】				住宅以外の用途 【誘導水準】			
(1)住宅用途の主たる駐車施設において、 電気自動車充電設備設置基準が適用される場合				(1)住宅以外の用途の主たる駐車施設において、 電気自動車充電設備設置基準が適用される場合			
①住宅用途の主たる駐車施設が専用駐車場				①住宅以外の用途の主たる駐車施設が専用駐車場			
住宅用途の主たる駐車施設において、住宅専用駐車場整備基準の3倍以上の区画に普通充電設備等を整備				住宅以外の用途の主たる駐車施設において、非住宅専用駐車場整備基準の3倍以上の区画に普通充電設備等を整備			
②住宅用途の主たる駐車施設が共用駐車場				②住宅以外の用途の主たる駐車施設が共用駐車場			
住宅用途の主たる駐車施設において、4以上の区画に普通充電設備等を整備				住宅以外の用途の主たる駐車施設において、4以上の区画に普通充電設備等を整備			
(2)住宅用途の主たる駐車施設において、 電気自動車充電設備設置基準が適用されない場合				(2)住宅以外の用途の主たる駐車施設において、 電気自動車充電設備設置基準が適用されない場合			
①住宅用途の主たる駐車施設が専用駐車場				①住宅以外の用途の主たる駐車施設が専用駐車場			
住宅用途の主たる駐車施設において、3以上の区画に普通充電設備等を整備				住宅以外の用途の主たる駐車施設において、3以上の区画に普通充電設備等を整備			
②住宅用途の主たる駐車施設が共用駐車場				②住宅以外の用途の主たる駐車施設が共用駐車場			
住宅用途の主たる駐車施設において、3以上の区画に普通充電設備等を整備				住宅以外の用途の主たる駐車施設において、3以上の区画に普通充電設備等を整備			

(4)住宅専用駐車場整備基準・非住宅専用駐車場整備基準

①規則第9条の4に規定する電気自動車充電設備の整備区画数※4	0	区画			
②①のうち住宅用途として整備する区画数 （＝住宅専用駐車場整備基準）	補足2	区画	②①のうち住宅以外の用途として整備する区画数 （＝非住宅専用駐車場整備基準）	補足3	区画

（補足2）「(3)本計画における必要区画」において、住宅用途の(1)①に○をつけた場合に記入

（補足3）「(3)本計画における必要区画」において、住宅以外の用途の(1)①に○をつけた場合に記入

※1 「駐車区画」とは、自動車（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車を除く。）を1台駐車するために区画された空間とし、1区画の広さは概ね次のとおりとする。

・奥行き3.6m以上7.7m未満 ・幅員2.0m以上3.0m未満（障害者用のためのものにあつては、3.5m以上）

※2 「その他技術上、安全上又は法令上設置が困難なものとして知事が認める駐車区画」とは、環境局が定める『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第9条の4第2項の規定により知事が別に定める事項』第3の1イに該当する駐車区画

※3 「主たる駐車施設」とは、「専用駐車場の整備対象区画数」と「共用駐車場の整備対象区画数」を比較し、区画数が多い方の駐車場（同数の場合はどちらかを選択）

※4 $(g+g') \times 0.2$ （小数点以下切捨てかつ10を超えときは10）

（備考）計画時に用途（専用／共用）が確定していない場合は、用途及び区画数を仮設定し算出すること。

1. 専用駐車場

(1) 必要区画数

適用基準	活用方針から得た 必要区画数	整備対象区画数 + 機械式立体駐車施設の駐車区画数
	区画	0 区画

(2) 整備する充電設備の詳細

	充電設備の定格出力	整備予定区画数※1
充電用コンセント設備	kW	区画
普通充電設備	kW	区画
充放電設備	kW	区画
急速充電設備	kW	区画
普通充電設備換算		0 区画

(3) 整備予定区画数

整備予定区画数（普通充電設備換算後）
0 区画

2. 共用駐車場

(1) 必要区画数

適用基準	活用方針から得た 必要区画数	整備対象区画数 + 機械式立体駐車施設の駐車区画数
	区画	0 区画

(2) 整備する充電設備の詳細

	充電設備の定格出力	整備予定区画数※1
充電用コンセント設備	kW	区画
普通充電設備	kW	区画
充放電設備	kW	区画
急速充電設備	kW	区画
普通充電設備換算		0 区画

(3) 整備予定区画数

整備予定区画数（普通充電設備換算後）
0 区画

3. 駐車場の構造（平面・立体等）

専用駐車場	
共用駐車場	

4. その他

※1 「整備予定区画数」とは、整備対象区画又は機械式立体駐車施設の駐車区画のうち、普通充電設備等又は急速充電設備を

（備考）・整備する区画及び区画番号がわかる資料（平面図等）を添付すること。

・各区画に整備する設備や設備詳細が分かる資料（設計図面等）を添付すること。

・主たる駐車施設の整備対象区画数と機械式立体駐車施設区画数を合計しても、評価基準又は誘導水準で求められる必要区画数に達しない場合は、整備予定の全駐車区画（整備対象区画及び機械式立体駐車施設区画）に充電設備を整備すること。

1. 専用駐車場

(1) 必要区画数

適用する基準	活用方針から得た 必要区画数	整備対象区画数 + 機械式立体駐車施設の駐車区画数
	区画	0 区画

(2) 整備する充電設備の詳細

	充電設備の定格出力	整備予定区画数 ※1
充電用コンセント設備	kW	区画
普通充電設備	kW	区画
	kW	区画
充放電設備	kW	区画
	kW	区画
急速充電設備	kW	区画
	kW	区画
普通充電設備換算		0 区画

(3) 整備予定区画数

整備予定区画数（普通充電設備換算後）
0 区画

2. 共用駐車場

(1) 必要区画数

適用する基準	活用方針から得た 必要区画数	整備対象区画数 + 機械式立体駐車施設の駐車区画数
	区画	0 区画

(2) 整備する充電設備の詳細

	充電設備の定格出力	整備予定区画数 ※1
充電用コンセント設備	kW	区画
普通充電設備	kW	区画
	kW	区画
充放電設備	kW	区画
	kW	区画
急速充電設備	kW	区画
	kW	区画
普通充電設備換算		0 区画

(3) 整備予定区画数

整備予定区画数（普通充電設備換算後）
0 区画

3. 駐車場の構造（平面・立体等）

専用駐車場	
共用駐車場	

4. その他

※1 「整備予定区画数」とは、整備対象区画又は機械式立体駐車施設の駐車区画のうち、普通充電設備等又は急速充電設備を整備する予定の区画数

（備考）・整備する区画及び区画番号がわかる資料（平面図等）を添付すること。

・各区画に整備する設備や設備詳細が分かる資料（設計図面等）を添付すること。

・主たる駐車施設の整備対象区画数と機械式立体駐車施設区画数を合計しても、評価基準又は誘導水準で求められる必要区画数に達しない場合は、整備予定の全駐車区画（整備対象区画及び機械式立体駐車施設区画）に充電設備を整備すること。